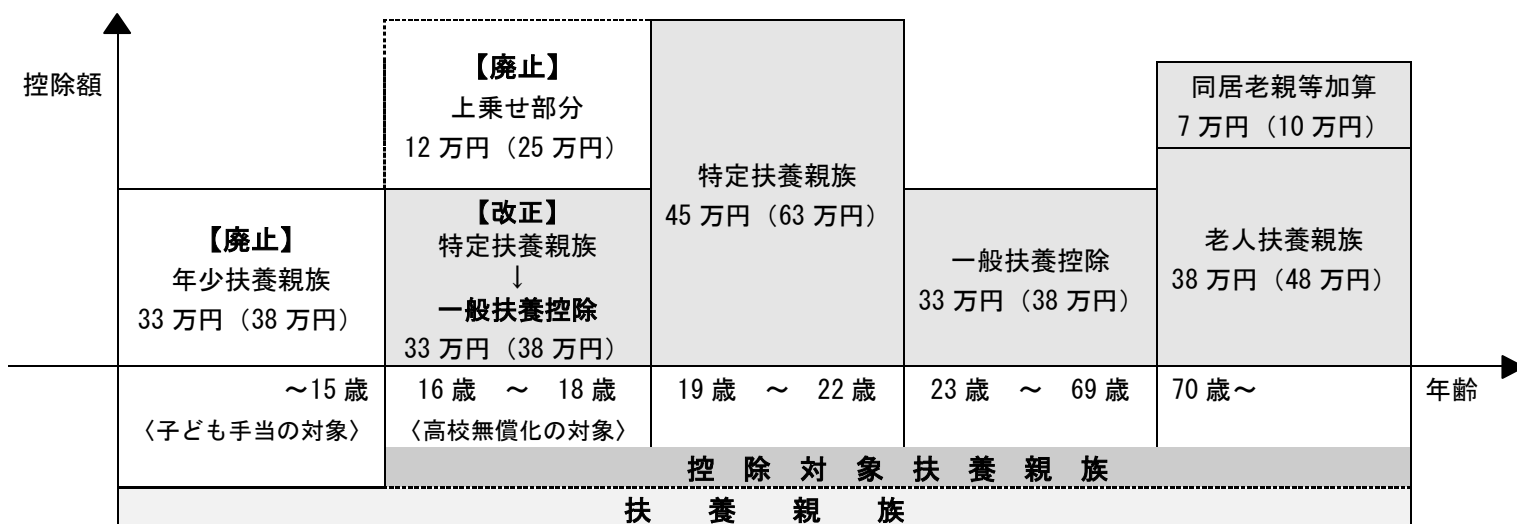


◆扶養控除等の見直しについて

平成 22 年度税制改正により、扶養控除等について次のとおり改正されました。
市・県民税は平成 24 年度から、所得税は平成 23 年分から適用されます。

■扶養控除の見直し

- 1 年齢 16 歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」）に対する扶養控除が廃止されました。
- 2 特定扶養親族（年齢 16 歳以上 23 歳未満）のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（12 万円）が廃止され、扶養控除額が 33 万円に変更されました。



※ () 内は所得税の控除額

《例：神栖 太郎さん（47 歳）の場合》

家族構成	妻（45 歳）・長男（17 歳）・長女（14 歳）	
給与収入（給与所得）	500 万円（346 万円）	
諸控除	社会保険料	90 万円
	配偶者控除	33 万円
	扶養控除	→
	基礎控除	33 万円

	平成 23 年度【改正前】	平成 24 年度【改正後】
長男	45 万円（特定扶養控除）	33 万円（一般扶養控除）
長女	33 万円（一般扶養控除）	なし

平成 23 年度	
(1) 所得額	346 万円
(2) 控除額	234 万円
(3) 算出税額	11 万 2,000 円…[(1)-(2)]×10%
(4) 調整控除額	1 万 6,500 円
(5) 所得割額	9 万 5,500 円[(3)-(4)]
(6) 均等割	5,000 円
◎市・県民税	年税額 10 万 500 円[(5)+(6)]

平成 24 年度	
(1) 所得額	346 万円
(2) 控除額	189 万円
(3) 算出税額	15 万 7,000 円…[(1)-(2)]×10%
(4) 調整控除額	7,500 円
(5) 所得割額	14 万 9,500 円[(3)-(4)]
(6) 均等割	5,000 円
◎市・県民税	年税額 15 万 4,500 円[(5)+(6)]

◆神栖 太郎さんの場合、市・県民税は 5 万 4,000 円の増額になります。

■同居特別障害者加算の見直し

控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者の場合、配偶者控除または扶養控除の額に 23 万円（35 万円）を加算する措置が、特別障害者控除の額に 23 万円（35 万円）を加算する措置に改められました。

※ () 内は所得税の控除額

